ＮＩＳＡ制度（少額投資非課税制度）の抜本的拡充･恒久化（令和５年度改正）

【～令和5年】

	つみたてＮＩＳＡ　いずれかを選択	一般ＮＩＳＡ
年間の投資上限額	40 万円	120 万円
非課税保有期間	20 年間	5 年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)～令和24年(2042年)	平成26年(2014年)～令和５年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 （商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る）	上場株式・公募等株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし

【令和6年～】

	つみたて投資枠　併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120 万円	240 万円
非課税保有期間(注１)	制限なし（無期限化）	同左
非課税保有限度額（総枠）(注２)	1,800 万円　※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）	1,200 万円（内数）
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）	同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 （商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る）	上場株式・公募等株式投資信託等 (注３) （※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などの商品(注4)を対象から除外）
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし
つみたてＮＩＳＡ及び一般ＮＩＳＡとの関係	令和５年末までにつみたてＮＩＳＡ及び一般ＮＩＳＡにおいて投資した商品は、新しい制度の外枠で、非課税措置を適用	

（注1） 非課税保有期間の無期限化に伴い、つみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。
（注2） 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。
（注3） 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施。
（注4） 高レバレッジ投資信託などの商品とは、投資信託の受益権等で、一定の目的以外でデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行うこととされているもの等をいう。